

(平成26年1月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 東北（宮城）国民年金 事案 1840

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から37年3月まで  
② 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間①は母親が国民年金の加入手続を行い、町内会の納付組合担当の人が自宅に集金に来た際に国民年金保険料を納付していた。申立期間②は妻が同様に納付組合の人が集金に来た際に保険料を納付していた。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は妻が行っていたと述べているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年度以降の申立人及びその妻の保険料は、申立人の申立期間②を除いて、全て納付されている上、申立人及びその妻の保険料の納付日が確認できる月は、全て納付日が一致している。

また、申立人が所持している国民年金領収証書から、申立人は、昭和37年度及び38年度の国民年金保険料未納期間について、婚姻した時期の前後に可能な限り過年度納付を行っている状況が確認できる上、オンライン記録によれば、申立人及びその妻は、59年度及び60年度の保険料について、申請免除であったところ、平成6年に追納を行ったことが確認できるとともに、昭和61年度及び62年度の保険料を過年度納付していることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間①について、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、当該期間の国民年金保険料の納付記録は未納とされているところ、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母

親は既に死亡していることから、申立期間当時の加入手続及び申立期間①の保険料の納付状況を確認することができない。

また、申立期間①当時に同居していたとする複数の親族の国民年金の被保険者資格記録及び国民年金保険料納付記録からは、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付した状況がうかがえない上、母親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3240

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成元年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月21日から同年9月4日まで

私は、昭和48年に株式会社Aに入社し、平成14年4月に退職するまで同社及び同社の関連事業所に継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたが、B事業所に出向中であった申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答、同社から提出された申立人に係る平成元年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「所得税源泉徴収簿」という。）により、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る所得税源泉徴収簿に記載されている保険料控除額から47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って資格喪失日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行っ

たものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3241

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私が A 株式会社及び B 株式会社に勤務していた申立期間を含む平成元年 12 月から 3 年 3 月までの期間について、給与から控除されていた厚生年金保険料額が同じであるのに、申立期間の標準報酬月額が減額されていることに納得できないので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給賞与支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、B 株式会社の商業登記簿及び取締役会議録により、申立人は申立期間において同社の取締役に就任していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「私は、社会保険関係の届出書類作成に関与

しておらず、自分の報酬額がいくらで届出されていたのかも知らなかった。」と述べている上、申立期間当時のB株式会社の社会保険事務担当者及び同僚社員（後に代表取締役）は、申立人は総務担当の取締役ではなく、社会保険関係事務に関与していなかったとしていることから、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書により確認できる標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Bにおける標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日  
② 平成 17 年 12 月 16 日  
③ 平成 18 年 8 月 11 日  
④ 平成 18 年 12 月 15 日

私は、平成 16 年 3 月から 17 年 9 月までの期間及び 18 年 11 月から 20 年 5 月までの期間は株式会社Aに、17 年 10 月から 18 年 10 月までの期間は株式会社Bに勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。それぞれ 10 万円から 15 万円程度の賞与をもらった記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準賞与額の記録について、株式会社Aから提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間①において10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。



申立期間②及び③の標準賞与額の記録について、株式会社Aは、「株式会社Bの給与振込は弊社で行っており、賃金台帳等の関連資料についても弊社において保管している。」旨回答しているところ、株式会社Aから提出された申立人に係る上記賃金台帳等により、申立人は、申立期間②及び③において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、両社の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④の標準賞与額の記録については、株式会社Aから提出された申立人に係る上記賃金台帳等により、申立期間④において申立人に対して賞与が支給されていたことが確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、申立期間④に支給した賞与から厚生年金保険料を控除してない旨回答している。

このほか、申立期間④において、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3247

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和45年12月にA株式会社に入社し、47年9月にグループ会社であるB株式会社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3248

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和45年12月にA株式会社に入社し、48年11月にグループ会社であるB株式会社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3250

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和46年9月にA株式会社に入社し、47年12月にグループ会社であるB株式会社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3252

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年1月にA株式会社に入社し、48年1月にグループ会社であるB株式会社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る



健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3253

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年1月にA株式会社に入社し、同年10月にグループ会社であるB株式会社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったC株式会社（現在は、株式会社D）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Dは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年3月にA株式会社に入社し、グループ会社であるB株式会社を経て、C事業所を49年11月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったD株式会社（現在は、株式会社E）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Eは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（山形）厚生年金 事案 3255

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和47年1月にA株式会社に入社し、グループ会社であるB株式会社を経て、C事業所を49年11月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と一緒に、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務しており、給与や勤務形態は申立期間において変更は無く、厚生年金保険料も控除されていた。」旨証言している。

さらに、A株式会社及びB株式会社の当時の親会社であったD株式会社（現在は、株式会社E）は、「雇用保険が継続しているのであれば、少なくとも雇用保険料は控除しているはずであり、また、厚生年金保険の被保険者期間が1か月空くのも不自然なので、申立期間の厚生年金保険料も控除していたと考えるのが自然である。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る

健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年7月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、事業所番号等索引簿によれば、A株式会社は、昭和47年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、株式会社Eは、「当時の資料は残されておらず詳細は不明であるが、グループ内の関連会社への転籍は、通常1日付けで行われることが一般的であることから、申立期間は自然に考えればA株式会社の在籍期間であると思われる。本来、全喪届及び資格喪失届は昭和47年9月1日として届出すべきところ、誤って同年8月31日として届出した可能性が考えられる。」旨回答している上、複数の同僚の雇用保険被保険者記録等から、申立期間当時、5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 28 日から同年 12 月 14 日まで

私は、申立期間に船舶Aに乗り組んだが、船員保険の加入記録が無い。船員手帳に乗船の記録が記載されており、船員保険料も控除されていたはずなので、申立期間を船員保険の加入期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳に、申立期間において船舶Aに甲板員として雇入れされたことが記載されていること、及び申立期間当時の当該船舶の船長の証言により、申立人は申立期間に船舶Aに乗り組んだことが認められる。

しかしながら、申立期間当時の船舶Aの船長は、「当該船舶はC漁の船であり、その乗組員については、船長及び機関長は船員保険に加入させていたが、それ以外の乗組員は船員保険に加入させない取扱いであったと思われるので、申立人も船員保険に加入していなかったと思う。」旨述べている上、申立期間当時、C漁の船の船舶所有者が所属していた漁業協同組合の船員保険の事務担当者も「C漁の船の場合、船員保険の加入は船長及び機関長のみとしている船主がほとんどであった。」と述べている。

また、申立期間当時の船舶Aに係る船員保険被保険者名簿において、船長及び機関長以外の者が被保険者資格を取得した記載は無い上、申立人及び漁労長であったと考えられる者についても、オンライン記録及び船員保険被保険者台帳において申立期間当時の被保険者記録は確認できない。

さらに、船舶Aの船舶所有者は既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっていることから、申立人の雇用及び船員保険の加入状況等を確認できない。



このほか、申立人が申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 3244

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月15日から26年10月1日まで  
私は、申立期間に、A県B郡C村（現在は、D市）にあったE事業所に勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令により、申立人は、昭和23年7月15日にE事業所のF職として採用されたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A県内における厚生年金保険の適用事業所の中には、E事業所の名称は確認できない。

また、D市は、「当市の書類を確認したが、申立期間当時のC村に係る人事記録は無く、同村の職員であった場合は共済組合への加入が考えられるが、申立人の同組合での加入記録は無かったため、申立人が同村の職員であったかどうかや申立人の年金記録の状況は不明である。」旨回答しており、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D市は、申立人が所持する辞令について、「通常、職員への辞令には『命ずる』という文言を用いるが、申立人が所持している辞令にはそのような文言が使われていないため、申立人はC村の職員ではなく、E事業所が独自に採用したのではないか。」と回答している。

加えて、申立人が記憶しているE事業所の同僚と思われる二人についてオンライン記録で確認したところ、当該同僚は既に亡くなっている上、申立人が所持する辞令に記載されている同事業所の代表者については所在が不明であるため、申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3245

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月から 49 年 12 月まで  
② 昭和 50 年 1 月から 51 年 9 月まで

申立期間①は、A県B市にあったC社、申立期間②は、D市にあったE社にいずれも正社員のF職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間当時、会社からもらった健康保険証で医療機関を受診した記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司は、「申立人を含む数人のF職がグループとなり、有限会社C（現在は、有限会社G）及び有限会社Eの下請として一緒に働いていた。」旨述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間①及び②に係る当該事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、前述の上司は、「私たちは社員ではなかったもので、私も含めて厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨述べている。

申立期間①について、商業登記簿によると、申立期間①当時、A県D市に有限会社Cがあったことが確認できるところ、有限会社Gは、「昭和51年にA県B市に移転したが、その2、3年前には土地を購入しており、同所で仕事をしていた。」旨回答している上、申立人が記憶する事業所の所在地とおおむね一致していることから、同社が申立てに係る事業所であると推認される。

しかしながら、有限会社Gは、H業は既に廃業しており、申立期間①当

時の資料は無いと回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、有限会社Gは、「当時は、下請でIの身分の者の下にいた者も使用していたことから、申立人は、下請のF職だった可能性がある。」旨回答している。

さらに、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

加えて、上記被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、所在が確認できた5人に照会を行ったところ、3人から回答があったが、申立人の勤務実態等について具体的な証言を得ることはできなかった上、同被保険者名簿には、申立人が一緒に仕事をしていたとする同僚の名前も見当たらない。

申立期間②について、商業登記簿によると、申立期間②当時、A県D市に有限会社Eがあったことが確認でき、申立人が記憶する事業所の所在地とおおむね一致していることから、同社が申立てに係る事業所であると推認される。

しかしながら、有限会社Eは、平成14年に解散している上、元役員の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、オンライン記録によると、有限会社Eが厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 6 日から 39 年 5 月 22 日まで

私は、昭和 38 年 8 月から 39 年 11 月までの期間は、株式会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務していたが、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が漏れていた。

株式会社 A に継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 38 年 12 月 6 日に被保険者資格を喪失し、39 年 5 月 22 日に被保険者資格を再取得している記録となっており、オンライン記録と一致する。

また、C 健康保険組合は、「当健康保険組合の記録では、申立人の昭和 38 年 8 月 23 日の資格取得、同年 12 月 7 日の資格喪失、39 年 5 月 22 日の再取得が確認できる。」旨回答しており、オンライン記録の資格喪失日（昭和 38 年 12 月 6 日）とは 1 日相違するものの、資格取得日及び再取得日は一致しており、同組合の記録とオンライン記録はほぼ一致する。

さらに、C 健康保険組合から提出された被保険者台帳によれば、証交附年月日欄に「12 月 9 日返証」と記載されていることから、一度健康保険証を同組合に返納していることが確認できる上、昭和 39 年 5 月 22 日に再取得した際には、証交附年月日欄に「39 年 6 月 3 日」と記載されていることから、再度健康保険証が交付されていることが確認できる。

加えて、株式会社 B は、「申立期間当時の勤務実態が分かる資料は破棄した。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び賃金台

帳等の資料を確認することができない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間を含む期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在の確認できた元同僚 37 人に照会したところ、23 人から回答が得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日まで

私は、A株式会社にて昭和 47 年から現在に至るまで勤務しており、62 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したが、申立期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額に対して大幅に低い金額になっているので、給与額に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成 4 年 8 月 1 日までの期間について、申立人及びA株式会社から提出された申立人に係る平成元年から 4 年までの源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人の給与の総支給額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 12 月 31 日までの期間については、A株式会社は、当該期間に係る賃金台帳等は保管しておらず、厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、申立人の当該期間に係る給与の総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認す



ることができない。

しかし、A株式会社が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、被保険者標準報酬決定通知書及び被保険者報酬月額改定通知書によると、申立期間において決定された申立人の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、不自然な訂正等は見当たらず、事業主は、当該決定による標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したと回答している。

また、申立期間当時、A株式会社において給与及び社会保険の事務手続を担当していた者は、申立期間当時の事業主からの指示で、実際に支給していた給与額よりも低い額を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け出ていたとしていることから、申立期間当時、事業主は、社会保険事務所に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことがうかがえる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3251（宮城厚生年金事案 2861 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から28年9月1日まで

A事業所にB職員として勤務していた期間について申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

新たな資料等はないが、C村（現在は、D町）の職員としてA事業所に勤務していたのは私自身であり、当時の勤務状況を詳細に覚えていることが同事業所に勤務していた証拠であることから、再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、E県F郡C村にはA事業所が存在していたことが確認できるが、D町は、申立期間当時の人事記録等の資料は保管しておらず、申立人が同村職員であったかは不明としていること、ii) オンライン記録によると、C村役場、A事業所及び類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないこと、iii) 申立期間当時、同事業所は、G組合（当時）が運営していたと推認できるところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同組合が申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないこと、iv) 同組合を承継したH組合は、申立期間当時の資料は無く、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明としていること、v) 申立期間当時、同事業所に勤務していたI職員は、申立人のことを覚えておらず、同事業所における厚生年金保険及び他の年金制度の取扱いについても不明と回答していること、vi) 申立人が同事業所の事務担当者として姓のみ記憶している者については、G組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同姓の者が複数確

認できるが、いずれも死亡又は未統合記録であるため照会できないことなどを理由として、既に年金記録確認J地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成25年3月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料は無いが、当時の勤務状況を詳細に覚えていることが勤務していた証拠であることから、再度調査してほしいと主張し、申し立てしているところ、申立人は、A事業所において一緒に勤務したI職員及び同僚のB職員を記憶していることから、勤務の時期及び期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当該期間当時、前述のI職員が厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない。

また、前述のA事業所において一緒に勤務したとする同僚のB職員について、申立人は名を記憶しているが、姓及び年齢等が不明であることから当該同僚のB職員を特定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、年金記録確認J地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。